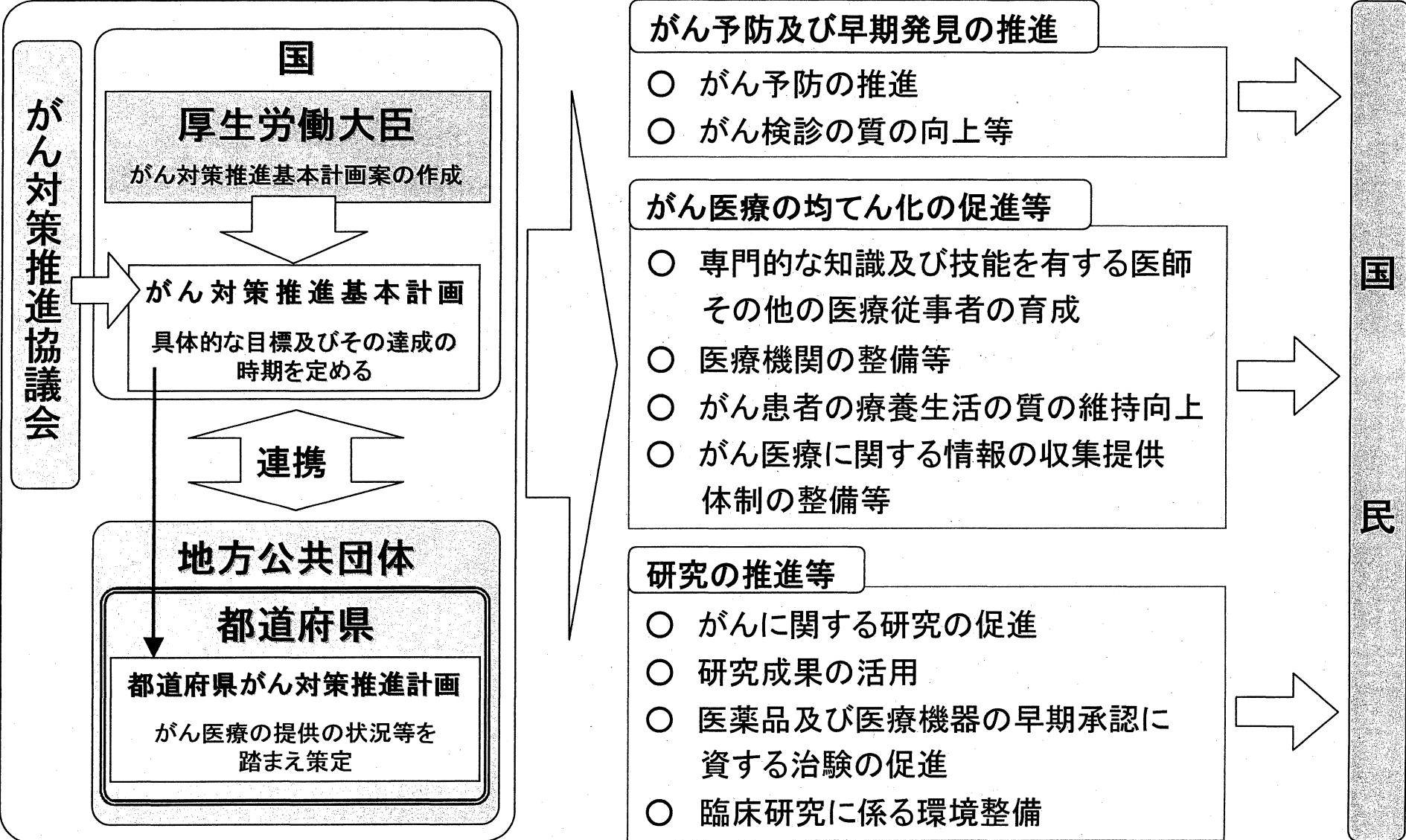


がん対策基本法

がん対策を総合的かつ計画的に推進



都道府県におけるがん対策について

～がん対策基本法（平成18年法律第98号。平成19年4月1日施行）との関係～

○がん対策基本法の目的（第1条）

がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びにがん対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、がん対策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

○がん対策の基本理念（第2条）

- ① がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。
- ② がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながんに係る医療（以下「がん医療」という。）を受けることができるようにすること。
- ③ がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制の整備がなされること。

○がん対策に関する各主体の責務（第3条～第7条）

(国) 基本理念にのっとり、がん対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体) 基本理念にのっとり、がん対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(医療保険者) 国及び地方公共団体が講ずるがんの予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。

(国民) 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めなければならない。

(医師その他医療関係者) 国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるとともに、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めなければならない。

○がん対策推進基本計画と都道府県がん対策推進計画（第9条～第11条）

（がん対策推進基本計画）

政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、施策の具体的な目標及びその達成時期を記載したがん対策推進基本計画を閣議により決定しなければならない。（第9条）

- ※ 法施行（平成19年4月1日）後速やかに策定予定。
- ※ がん対策推進基本計画は、関係行政機関の長と協議するとともに、がん対策推進協議会（がん患者及びその家族又は遺族、がん医療従事者並びに学識経験者による協議会。委員は20人以内で、厚生労働大臣が任命。）の意見を聴いて、厚生労働大臣が案を作成する。
- ※ がん対策推進基本計画は、国会に報告するとともに、インターネット等により公表しなければならない。
- ※ 政府は、がん対策推進基本計画の目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- ※ 政府は、少なくとも五年ごとに、がん対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

（都道府県がん対策推進計画）

都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画（以下「都道府県がん対策推進計画」という。）を策定しなければならない。

また、都道府県がん対策推進計画は、医療法に規定する医療計画、健康増進法に規定する都道府県健康増進計画、介護保険法に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。（第11条）

- ※ がん対策基本法上の都道府県がん対策推進計画の策定期限に関する規定はないが、国のがん対策推進基本計画策定後速やかに計画策定に着手し、医療計画等の制定と合わせ、平成20年度以降を見据えた計画を策定していただきたいと考えている。
- ※ 都道府県は、都道府県がん対策推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- ※ 都道府県は、少なくとも五年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

○がん対策の基本的施策（第12条～第18条）

国及び地方公共団体は、以下の施策を講ずるものとされている。

（がんの予防の推進）喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。（第12条）

（がん検診の質の向上等）がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診の事業評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。（第13条）

（専門的医療従事者の育成）手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。（第14条）

（医療機関の整備等）がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるよう、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。また、がん患者に対し適切ながん医療が提供されるよう、国立がんセンター、前項の医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。（第15条）

→ がん診療連携拠点病院の整備

（がん患者の療養生活の質の維持向上）がん患者の状況に応じて疼痛等の緩和を目的とする医療が早期から適切に行われるようにすること、居宅においてがん患者に対しがん医療を提供するための連携協力体制を確保すること、医療従事者に対するがん患者の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保することその他のがん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。（第16条）

（情報収集提供体制の整備等）がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、がん患者及びその家族に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

また、がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。（第17条）

→ がん登録

（研究の推進等）がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

また、がん医療を行う上で特に必要性が高い医薬品及び医療機器の早期の薬事法の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びにがん医療に係る標準的な治療方法の開発に係る臨床研究が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。（第18条）

平成18年10月27日

照会先	健康局総務課がん対策推進室
	佐々木（内線2945）
	安里（内線4603）
	小山（内線2946）

がん対策の推進に関する意見交換会の開催及び がん対策の推進に関するご意見の募集について

がんは日本人の死亡の最大の原因であり、日本人の3人に1人ががんで亡くなっております。こうした状況の中、がん対策の一層の推進に向けて、これまでのがん対策の再点検と課題の抽出等を行うために、がん患者やその家族又は遺族、がん医療従事者及び有識者による意見交換会を健康局長が主催し、開催することとしました。

第1回は11月20日（月）午前9時から12時まで厚生労働省共用第8会議室において開催いたします。詳細は別紙1（がん対策の推進に関する意見交換会の開催について）を御覧ください。

また、意見交換をより実りあるものとするため、併せて、広く国民の皆様から、がん対策の推進に関するご意見をお寄せいただきたいと考え、意見募集を行うこととしております。詳細は別紙2（がん対策の推進に関するご意見の募集について）を御覧ください。

公開・頭撮り可

がん対策の推進に関する意見交換会の開催について

標記会議を下記により開催いたしますので、お知らせいたします。

- 1 日時 平成18年11月20日(月) 9時00分～12時00分
- 2 場所 厚生労働省 共用第8会議室
東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館 6階
- 3 議題 (1) がん対策の現状について
(2) その他
- 4 傍聴手続 傍聴希望者は下記により事前に申し出てください。
傍聴者は、別紙「傍聴される方へ」を厳守してください。
また、会場の都合により、希望者が多数の場合は、報道関係者、構成員随行者の状況を勘案の上、希望者の中から抽選により、傍聴できる方を選定することといたしますので御了承ください。抽選ではずれた方のみ事前に御連絡いたします。
なお、同一の所属先(企業、団体等)の方が複数おられる場合には、抽選の前に調整させていただく場合がございます。
- 5 事務局 厚生労働省健康局総務課がん対策推進室
電話番号 03-5253-1111 (内線 2946、4603)
FAX 番号 03-3595-2169

【傍聴希望者の申込方法】

11月15日(水) 17:00(必着)までに、氏名(ふりがな)、住所、電話番号及びFAX番号、所属先(企業、団体等)を明記の上、FAXにより事務局宛お申し込みください。

(別添)

傍聴される方へ

1. 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
2. アラーム付き時計、携帯電話、ポケットベル等音の出る機器については、音の出ないようにしてください。
3. 写真撮影やビデオカメラ等の使用は事務局の指示に従ってください。
4. 会議場における言論に対して賛否を表明し、又は拍手することはできません。
5. 傍聴中、飲食及び喫煙は御遠慮ください。
6. 静粛を旨とし、会議の妨害となるような行為は慎んでください。
7. 会議中の退席は慎んでください。
8. 銃器その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序維持のため必要があると認められる方の傍聴はお断りいたします。

以上の事項に違反したときは、退場していただくことがあります。

がん対策の推進に関する意見交換会開催要綱

1 趣旨

今後のがん対策の推進に当たって参考とするため、幅広い観点から、これまでのがん対策の再点検と課題の抽出等を行うために、がん患者やその家族又は遺族、がん医療従事者及び有識者による意見交換会を健康局長が主催し、開催するものである。

2 意見交換会の名称

「がん対策の推進に関する意見交換会」とする。

3 意見交換会構成員

構成員については健康局長が選任する。

4 内容

がん対策について、がん患者やその家族又は遺族、がん医療従事者及び有識者による意見交換を実施する。

また、広く国民に意見募集をかけるとともに、患者団体や関係学会等から幅広くヒアリングを実施する。

5 その他

(1) 意見交換会は、原則として公開とする。

(2) 意見交換会の庶務は、厚生労働省健康局総務課がん対策推進室において行う。

がん対策の推進に関する意見交換会構成員
(構成員就任手続中)

氏名	所属・役職
ウチダ タケオ 内田 健夫	社団法人日本医師会 常任理事
ウミベ ヨウコ 海辺 陽子	癌と共に生きる会 事務局長代行
オオエ ユウイチロウ 大江 裕一郎	日本臨床腫瘍学会 理事 国立がんセンター中央病院 医長
カキゾエ タダオ 垣添 忠生	全国がん（成人病）センター協議会 会長 国立がんセンター 総長
カクタ ナオエ 角田 直枝	社団法人日本看護協会 専門看護師認定実行委員会委員 財団法人日本訪問看護振興財団 主任教員
タジマ カズオ 田島 和雄	日本癌学会 理事 愛知県がんセンター研究所 所長
トガン ミサコ 富樫 美佐子	あけぼの会 副会長
ホンダ マユミ 本田 麻由美	読売新聞編集局社会保障部 記者
モンデン モリト 門田 守人	日本癌治療学会 理事長 大阪大学大学院医学系研究科 教授
ヤマダ ショウゴ 山田 章吾	日本放射線腫瘍学会 会長 東北大学大学院医学系研究科 教授

(50音順、敬称略)

がん対策の推進に関するご意見の募集について

平成18年10月
厚生労働省 健康局総務課がん対策推進室

厚生労働省では、今後のがん対策の推進に当たって参考とするため、幅広い観点から、これまでのがん対策の再点検と課題の抽出等を行うために、がん患者やその家族又は遺族、がん医療従事者及び有識者による意見交換会を開催することとしておりますが、意見交換をより実りあるものとするため、実際のがんの問題に直面する国民の皆様や、医療に従事する皆様からも、がん対策に関するご意見を募集することとしました。つきましては、下記の意見提出様式に従いご意見をお寄せいただきたいと存じます。

なお、いただきましたご意見について、今後、意見交換会等で公表させていただきます（個人が特定されるような情報は秘匿いたします。）場合があります。また、ご意見に個別に回答することは予定しておりませんので、その点ご了承ください。

【募集期間】

平成18年10月27日（金）から平成18年11月30日（木）まで

【意見提出様式】

別添参照

【提出先】

○ 電子メールの場合

- ・ gantaisaku@mhlw.go.jp までお寄せください。
- ・ メールの題名は「がん対策への意見」としてください。
- ・ ご意見につきましては、必ず意見提出様式に記入の上、ファイルを電子メールに添付して提出していただきますようお願いいたします。

○ FAXの場合

送信先

FAX番号 03-3595-2169
厚生労働省健康局総務課がん対策推進室
がん対策に関するご意見募集担当宛

○ 郵送の場合

送付先

〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省健康局総務課がん対策推進室
がん対策に関するご意見募集担当宛

※FAX及び郵送による場合も、ご意見につきましては、必ず意見提出様式に記入の上、提出していただきますようお願いいたします。

※電話によるご意見はお受けできかねますので、あらかじめご了承ください。

がん対策の推進に関するご意見募集

がん対策の推進に関するご意見募集に対し、ご協力いただきありがとうございます。以下の要領に沿って、ご意見を提出いただきますようお願いいたします。

1. ご意見について

① テーマ

以下のいずれか一つを選び、○をつけて下さい。複数のテーマについてご意見がある場合には、それぞれのテーマごとにご意見を提出下さい。

- | | |
|----|-----------------------|
| 1 | がんの予防について |
| 2 | がんの早期発見について（がん検診など） |
| 3 | がんに関する専門的医療従事者の育成について |
| 4 | がん医療に関わる医療機関について |
| 5 | がんに関する情報の提供体制について |
| 6 | がんに関する相談及び支援について |
| 7 | 手術療法について |
| 8 | 抗がん剤療法について |
| 9 | 放射線療法について |
| 10 | 緩和医療について |
| 11 | その他がんの治療法について |
| 12 | がん登録について |
| 13 | がんに関する研究について |
| 14 | その他（1～13に当てはまらない場合） |

② ご意見の表題

ご意見に表題をつけて下さい。

例) がん医療を行う病院がどこにあるのか情報提供して欲しい。

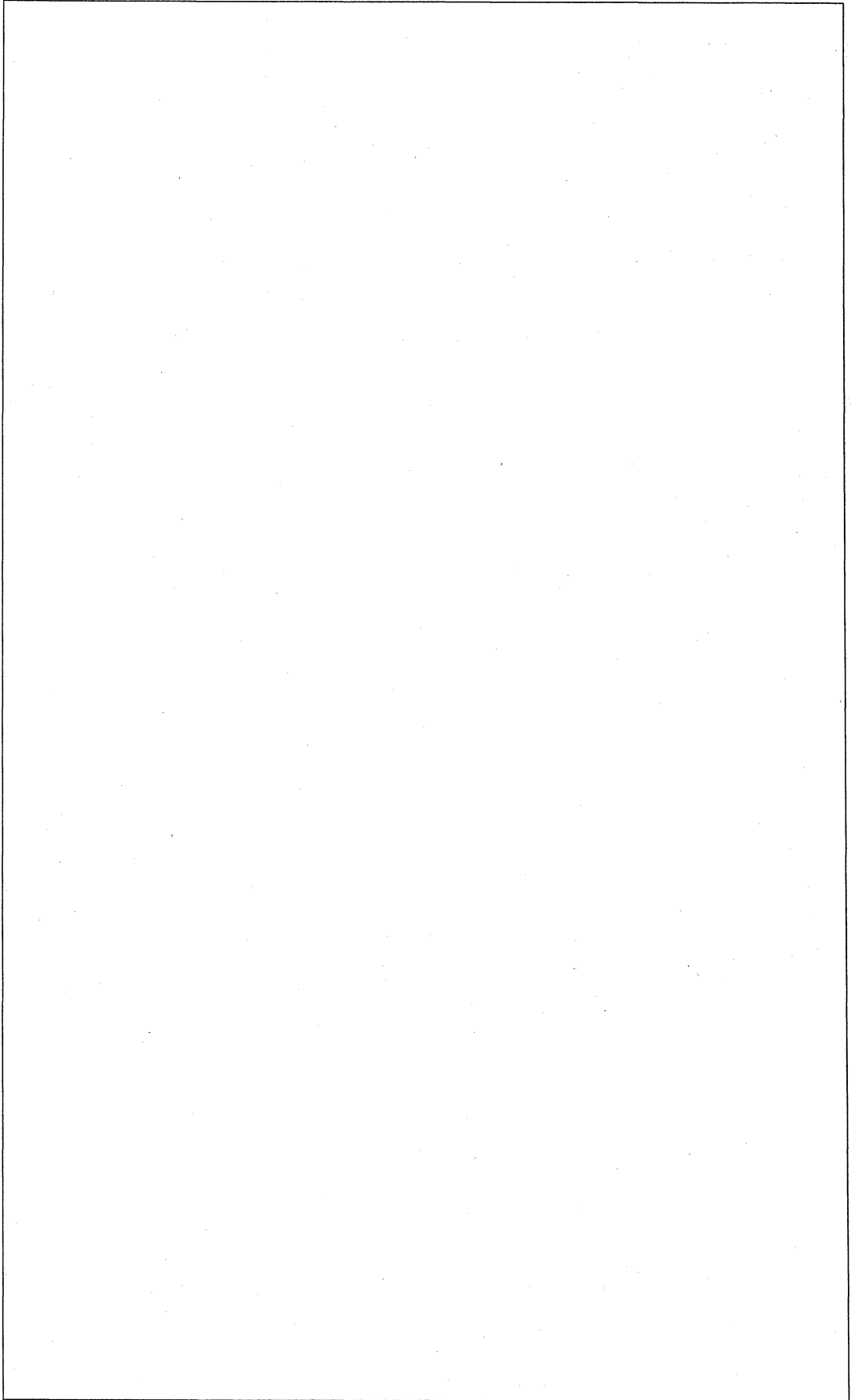
③ ご意見の内容

ご意見を、A4 1枚（1200字程度）に、簡潔に記入下さい。（次ページをお使いいただいても、別の紙を提出いただいても結構です。）

がん対策に関するご意見募集ですので、特定の個人・医療機関・団体等に対する個別のご意見はお控え下さい。

なお、いただいた主要なご意見は、「がん対策の推進に関する意見交換会」（厚生労働省健康局長参集）への提出や、厚生労働省のホームページでの公表を予定しております。

がん対策の推進に関するご意見



2. ご自身の属性について

ご自身について、以下の項目の記載をお願いします。

① 年齢： _____ 下記より該当する番号をご記入下さい。

1. 20歳未満 2. 20代 3. 30代 4. 40代
5. 50代 6. 60代 7. 70歳以上

② 性別： _____ 下記より該当する番号をご記入下さい。

1. 女性 2. 男性

③ がんとの関わり： _____ (3に該当する方のみ→ご職業： _____)

下記より該当する番号をご記入下さい。

複数に該当する場合は複数の番号をご記入下さい。

1. ご自身ががん患者である、又はあった。
2. ご家族にがん患者の方がいる、又はいた。
3. ご自身ががん医療に従事している、又はいた。
※ 3に該当する方は、ご職業を教えてください。
下記より該当する記号をご記入下さい。

ア. 医師・歯科医師
イ. 看護師・准看護師・保健師
ウ. 薬剤師
エ. 放射線技師
オ. メディカルソーシャルワーカー
カ. その他医療従事者（医療機関経営含む。）

4. その他（1～3に当てはまらない場合）

④ 連絡先

いただいたご意見について問い合わせを行うことがございますので、連絡先をご記入下さい。ご記入いただいた情報は、厚生労働省健康局総務課がん対策推進室が、いただいたご意見について問い合わせる場合にのみ使用し、それ以外の目的で使用することはありません。ご意見を公表するに際して個人が特定できる情報を掲載することはありません。

氏名（ふりがな）：

住所：

電話番号：